

神奈川県ごみ処理広域化計画

(平成10年3月) 一抄一

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

大量生産・大量消費型社会を背景に、大量のごみが排出され、その質も各種のプラスチック製品や新素材を用いた製品が増えたことから多様化しており、適正な処理が困難になってきている。

こうした状況に対応するため、各市町村は中間処理施設の整備等さまざまな対策を講じてきた。また、事業者や県民のごみに対する対応も変化してきており、できるだけごみになりにくい製品づくりや商品の選択、リサイクルへの取り組みも進んできている。

しかしながら、県内市町村の最終処分場は、規模の小さいものが多く、残余容量が少なくなってきたり、都市化の進行している県内においては、最終処分場の新たな確保は困難になっている。

加えて、地球規模での環境保全やエネルギーの有効利用の観点からも、従来の「単にごみを燃やして埋める処理」を見直し、ごみの発生抑制や再利用・資源化をより一層進めた上で、焼却せざるを得ないごみだけを焼却し、あわせて、ごみ焼却施設から発生する余熱を積極的に利用するなど、「資源循環型社会」への転換が求められている。

こうした中、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン問題が緊急かつ重要な社会問題となり、国では平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（「新ガイドライン」）」を策定した。同年8月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「廃棄物処理法」）施行規則」が改正され、ダイオキシン類削減のためのごみ焼却施設の構造基準、維持管理基準が定められ、市町村は、5年以内にこれらの基準に適合させる必要が生じた。

ダイオキシン類の排出を抑制するためには、まず何よりもごみの焼却量を減少させることが重要である。この観点からも、「資源循環型社会」に向けた取り組みを進める必要性が、より大きくなっている。その上で、民間の新しい技術やノウハウなどの技術革新の動向を踏まえ、環境負荷の軽減を図ることが必要である。

このような対策を進めるには、相当の経費が必要であるが、厳しい財政状況及び近年の行政改革の要請に応えるため、経費削減など、より効率的なごみ処理事業の運営が求められている。

こうした中で、本県では、分権型社会における県と市町村の新たな関係を構築するため、県と市町村が共同して平成8年6月に設置した「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」で、広域行政課題への取り組みのモデルケースとして、「一般廃棄物の処理対策」をテーマとして検討が行われ、平成9年11月6日には、広域処理の考え方、県の役割、市町村の役割、広域ブロック化にあたっての基本的考え方等を内容とする「一般廃棄物広域処理指針」がとりまとめられた。

(2) ごみ処理の広域化の必要性

前述したごみ処理をめぐるさまざまな課題に対応するためには、次のような理由により、複数の市町村が共同して取り組むことが有効な手段であり、ごみ処理の広域化が必要となっている。

ア リサイクルの推進

資源ごみを広域的に収集することにより、再生事業者等に対して一定量以上を安定的に供給することが可能になり、リサイクルをより一層推進することができる。

イ ダイオキシン類の削減

ごみ焼却に伴うダイオキシン類の排出を削減するためには、一定規模以上の全連続式焼却炉でごみを安定燃焼させることが必要である。また、焼却灰・飛灰（「焼却灰」）中のダイオキシン類を削減し、最終処分量の減容化を図るため、溶融固化等の高度処理を推進する必要がある。規模の小さい市町村では単独でこれらの施設を整備することは困難である。

ウ エネルギーの有効利用

ごみ焼却施設を一定規模以上で全連続式にすることにより、発電等の余熱利用を効率的に実施することができる。

エ ごみ処理経費の縮減

市町村が単独でごみ焼却施設を整備するよりも、集約した施設を整備する方が建設経費、維持管理費の負担を軽減することができるなど、スケールメリットが期待できる。

2 計画の位置づけ

この計画は、県及び市町村のガイドラインである「一般廃棄物広域処理指針」を踏まえ、今後の広域処理にあたっての、ごみ処理の基本方針、広域処理を行う範囲（「ブロック」）の設定、広域処理を行う施設の整備等について、基本的な考え方を示したものである。今後は、この計画に基づき、ブロック内の市町村が共同で「広域化実施計画」を策定し、ごみ処理の広域化の実現をめざすものとする。

3 計画の基本方針

(1) 計画の目的

ごみの減量化・資源化の推進による資源循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、計画的かつ総合的に次のような取り組みを進めるものとする。

ア ごみの排出抑制と減量化・資源化

- ・ 県民や事業者と協力して生産、流通、消費、廃棄等の各段階において、ごみの発生抑制、再利用・資源化等により排出を抑制し、ごみ焼却量の削減を図る。

イ ダイオキシン対策

- ・ ごみ焼却施設の燃焼方式の改善、焼却灰の高度処理など、ダイオキシン類の削減対策を実施する。
- ・ 既存のごみ焼却施設の恒久対策を早期に実施する。
- ・ ごみ焼却施設の更新・新設にあたっては、安定的な燃焼管理が可能な全連続式の施設の整備を進め、小規模施設の集約化を図る。
- ・ 焼却灰の溶融固化、RDF（ごみ固形燃料）化など新たな処理技術の導入を検討する。

(2) 計画期間

平成10年度から平成19年度までの10か年とし、期間内に広域化実施計画の策定

をめざすものとする。

(3) 計画の目標

- ・ ごみの排出抑制、減量化・資源化の徹底
各種施策の実施により、ごみの排出抑制及び減量化・資源化を徹底する。
- ・ ダイオキシン類の削減
平成 8 年度に実施した総点検結果から算出したダイオキシン類の排出量 243.6g/年から、恒久対策基準達成後には 21.54g/年 (91.2%削減) 以下に、計画期間にかかわらず全施設の更新又は新設後には 2.07g/年 (99.2%削減) 以下に削減する。
(※) 排出ガス中のダイオキシン濃度が新ガイドライン及び廃棄物処理法の基準に適合し、かつ平成 8 年度の焼却実績量のまま推移すると仮定した場合のダイオキシン類の排出量の推計値である。

(4) 計画の推進

この計画を着実に推進するためには、県及び市町村が計画に沿った取り組みを進めるだけでなく、県民、事業者においても次のような取り組みを行い、相互の協力関係を構築していくことが必要である。

ア 県民

日常生活の中でごみの発生抑制に努め、市町村等が行っている減量化・資源化の取り組みに協力する。

- ・ 使い捨て製品や過剰包装の商品はなるべく買わないようにする。
- ・ 再生品を積極的に利用する。
- ・ 市町村の分別収集及び自治会や子ども会などの集団回収に協力する。

イ 事業者

事業活動を行うにあたり、ごみの発生抑制及び適正処理に努める。

- ・ 最終的な処理・処分までも視野に入れ、ごみになりにくい製品や再利用・資源化が可能な製品づくりを進めるとともに、処理する際に環境に負荷を与えない素材を使用する。
- ・ ごみの減量化・資源化を積極的に進める。
- ・ ごみの種類に応じた適切な処理方法を選択する。

(5) 広域化にあたっての考え方

ア ごみ処理の基本的な考え方

(ア) 焼却量及び最終処分量の減少を図るため、市町村は、排出から最終処分までの各段階において、より一層ごみの減量化・資源化を推進する。

- ・ 簡易包装の推進のための PR やごみ処理の有料化などの排出抑制施策の実施
- ・ 集団回収や分別収集の強化による資源ごみ収集の徹底 (容器包装リサイクル法の早期完全実施を含む)
- ・ 粗大ごみ、不燃ごみ等からの資源化物の回収
- ・ 焼却灰からの資源化物の回収
- ・ 溶融固化等による焼却灰の資源化

(イ) 焼却対象のごみ質の均一化を図るため、分別収集への住民協力を考慮し、分別方法の見直しや効率的な収集体制の確立に努める。

(ロ) 新たなごみ処理技術や民間の事業展開の動向などを踏まえ、効率的なごみ処理事業の運営をめざす。

イ ブロックの設定

(7) ごみ処理の広域化を実現するためには、県内に複数のブロックを設定し、ブロック内の市町村で共同してごみ処理を行う仕組みを構築し、ごみ処理の完結をめざすことが必要である。

このため、ダイオキシン類の削減効果及び運搬効率などを考慮して、関係市町村の意向を踏まえ、一定範囲のブロックを設定することとする。

このブロックでは、構成市町村がごみの収集体制、分別方法、減量化・資源化の方策、施設整備など広域的なごみ処理全般を総合的に検討・協議する。

(i) ブロックを設定する場合、次の3項目を基本とする。

- ① 市町村の意向を尊重すること
- ② ブロック内で、ダイオキシン類削減に確実に効果が期待できる一定規模以上（発電など総合的な対応を行う場合は300t/日以上、基本的なダイオキシン対策としては100t/日以上）のごみ焼却施設への集約化が可能なこと
- ③ 収集運搬効率や従前からの相互の連携などを踏まえ、近傍市町村によるブロック化であること

ウ 広域的な施設整備

(7) ブロック内における広域的なごみ処理施設（ごみ焼却施設、灰溶融固化施設、リサイクル関連施設、最終処分場等）の整備にあたっては、県・市町村で十分検討を行い、ブロック構成市町村が協力して分担し合うものとする。その際、計画段階から着工段階まで相当の期間を必要とすることを考慮し、種々の処理技術をはじめ、収集運搬効率、環境面、コスト面、今後の技術革新等多角的な検討を行う。

(i) ごみ焼却施設を広域整備する場合、全連続方式とし、かつその施設規模は、発電施設や灰溶融固化施設の導入など総合的な対応を行う場合は300t/日以上、基本的なダイオキシン対策としては100t/日以上とする。

施設規模算定の基礎となるごみ量は、ブロック内個々の市町村における減量化・資源化施策を踏まえた見直しを行った後のごみ量とする。

(ii) ごみ焼却施設を広域整備する時期については、二重投資を極力避けるよう、ブロック内の既存のごみ焼却施設を最大限活用するなかで、既存施設の耐用年数、整備期間中のごみ処理能力の確保状況及び減量化の進捗状況などを総合的に検討・調整し、決定する。

(iii) ごみ焼却施設の配置については、上記の整備時期までに施設整備が可能で、必要な敷地面積が確保でき、関係法令上の規定に適合し、輸送効率が高く、かつ住民の理解が得られるよう、設置箇所数及び配置について、検討・調整し、決定する。

(iv) 灰溶融固化施設やリサイクル関連施設などのごみ焼却施設以外の施設を広域整備する場合は、上記(i)～(iii)の考え方に準じて、各種処理施設を適切に組み合わせ、効率的な施設整備を図るよう検討・調整し、施設規模等を決定する。

特に、焼却灰については、ダイオキシン類を削減し、より安全に埋立あるいは資源化するため、溶融固化等の高度処理施設の整備を積極的に推進する。

(v) ブロック構成市町村は、何らかのごみ処理施設を分担して持つことを基本として検討・調整を行うことが望ましいが、必要に応じて、ごみ処理施設以外の施設での分担も視野に入れて検討・調整する。

エ 市町村間の相互支援

各市町村は、ごみ処理の広域化にあたって、ブロック内はもとより、必要な場合はブロックの範囲を越えて相互に協力するものとする。特に、ダイオキシン類排出基準に適合しているごみ焼却施設を有する市町村は、ダイオキシン対策のための既存のごみ焼却施設の改修や広域施設整備等により一時的に処理能力が低下した施設を有する市町村から焼却の依頼があった場合には、施設能力の範囲内で積極的に協力するものとする。

オ ブロックの区域を越えた課題への対応

R D F 発電施設、最終処分場等の整備や民間活力の活用などブロックの区域を越えた、より広域的な課題については、全県ないし複数ブロックで対応する。

4 ブロックの区割り

ブロックは、次表のとおり9ブロックとする。これは、前述したブロックの設定の考え方にに基づき、市町村ヒヤリング等により市町村の意向を十分把握した上で設定したものである。

ブロック名	人口 (万人)	面積 (k m ²)	構成市町村名
横浜	3 3 2	4 3 6	横浜市
川崎	1 2 1	1 4 2	川崎市
横須賀三浦	7 4	2 0 7	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東	6 3	1 1 9	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西	5 8	2 5 3	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
大和高座	5 2	9 3	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
厚木愛甲	2 6	1 9 9	厚木市、愛川町、清川村
相模原津久井	6 6	3 2 9	相模原市、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町
県西	3 7	6 3 5	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

5 ごみ焼却施設の恒久対策の推進

(1) 平成8年度におけるダイオキシン類排出状況

平成8年度に実施した総点検結果から算出したダイオキシン類の全県での排出量は 243.6 g / 年であり、ごみ焼却施設については、県内 42 施設中 33 施設が、新ガイドラインの恒久対策基準及び廃棄物処理法の維持管理基準に適合させるため、運転管理の変更や施設の改善等が必要な状況であった。このうち、1 施設については、平成9年9月に廃止されている。

(2) 既存施設の恒久対策の見通し

ごみ焼却施設の新設には、多くの経費と期間を要することから、広域処理施設の整備までの期間は、既存のごみ焼却施設の恒久対策を進め、ダイオキシン類の排出基準に適合するごみ焼却施設で、適切な処理を行うことが必要である。

恒久対策が必要な施設については、できる限り早期に対策を実施することが望まれるが、対策実施中に一時的に処理能力が不足する場合、前述した市町村間の相互支援に基づく広域処理が必要となるため、計画的かつ効率的な恒久対策の推進を図ることが必要である。

恒久対策実施予定時期は、次のとおりであり、平成14年11月までに恒久対策基準を達成できる見通しである。

ごみ焼却施設の恒久対策の見通し一抄一 (○恒久対策 ◎更新 ▲廃止 □休止)

市町村・組合名		施設名	規模	H9	10	11	12	13	14
横須賀三浦ブロック	横須賀市	南処理工場	600 t/日	○—————○					
	鎌倉市	今泉クリーンセンター	150 t/日	(新施設の建設を含め、調整・検討)					
		名越クリーンセンター	150 t/日						
	逗子市	清掃センター	140 t/日	(新施設の建設を含め、調整・検討)					
	三浦市	(環境センター) (高速堆肥化施設)	(61 t/日)						
葉山町	クリーンセンター	40 t/日	○—————○						

(注)「適合」は、平成8年度「ごみ焼却施設からのダイオキシン排出実態等総点検調査」及び平成9年度中の測定の結果、恒久対策基準に適合していることを示す。

6 ブロック別計画

(3) 横須賀三浦ブロック

ア ブロックの現状と見通し

(イ) ブロックの構成

このブロックは、三浦半島区域の4市1町(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)で構成する。

(ロ) 人口、面積

ブロック内の4市1町の総人口は約74万人で、総面積は約207k㎡である。

(ハ) ごみの排出量及び焼却量

平成8年度における4市1町の総排出量は約32万トン、うち焼却量は約26万トン(714t/日)である。人口の大幅な変動が見込まれていないことから、将来のごみの排出量についても大きな変化はないと考えられる。

なお、今後、容器包装リサイクル法の完全施行により、より一層の減量化・資源化が図られ、焼却量の減少が可能と見込まれる。

表1 ごみの排出量等

(平成8年度)

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)	ごみの排出量		焼却量	
			全体(t/年)	1日当たり(t)	全体(t/年)	1日当たり(t)
横須賀市	431,325	100.40	185,549	508	147,056	403
鎌倉市	168,569	39.60	72,806	200	67,784	186
逗子市	57,823	17.34	23,863	65	21,885	60
三浦市	53,842	32.14	22,623	62	13,209	36
葉山町	29,914	17.04	13,083	36	10,803	29
合計	741,473	206.52	317,924	871	260,737	714

(人口・面積は、平成8年10月1日現在。ごみの排出量は、計画収集総量をさす。)

(注) 三浦市の焼却量は、堆肥化ごみ量である。

(ニ) ごみの分別方法

現在のごみの分別方法は、表2のとおりである。

なお、横須賀市は基本的にプラスチックを除いて焼却しており、三浦市はごみ焼却施設を持

たず堆肥化、埋立を中心としている。また、鎌倉市は最近になって資源化への取り組みから分別方法を細分化した。

表2 分別方法の現状

種類 市町村	資 源 ご み											乾電池	蛍光灯・電球	可燃ごみ	不燃ごみ	混合ごみ	粗大ごみ
	缶	金属類	ビン	紙パック	ダンボール	古新聞	古雑誌(本)	古布(古着)	ペットボトル	トレー	その他プラスチック						
横須賀市	○		○									○		○	○		○
鎌倉市	○		○	*1 ○								○	○	○	○		○
逗子市	○		○									○		○			○
三浦市	○	○	○		○	○	○					○	○	*2 ○	*3 ○		○
葉山町				○	○	○	○	○	○	○		○		○	○		

(注) ※1 アルミつき紙パックも含む

※2 「一般ごみ」として、堆肥化施設で処理するものを収集

※3 「埋立ごみ」として収集

この他、鎌倉市は、資源ごみとして、植木剪定材とミックスペーパー（町内会等で実施している資源回収では回収されない紙類）を収集している。

(オ) ごみの減量化・資源化への取り組み

ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、次のような取り組みを実施している。

a 発生段階での排出抑制及び資源化の推進

○横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町

・・・資源集団回収の促進（奨励金の交付）

○横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町・・・生ごみ処理容器設置への補助

○横須賀市、鎌倉市・・・減量化及び資源化計画書による事業者指導

透明袋への切り替え

○横須賀市、三浦市・・・ファイバーリサイクル（古着、古布のリサイクル）

○横須賀市・・・簡易包装の推進

オフィス町内会の設置

b 収集ごみからの資源化

○横須賀市・・・粗大ごみ処理施設での金属回収

○鎌倉市・・・植木剪定材の堆肥化

ミックスペーパー（チラシ、レシート、窓あき封筒）の回収、資源化

資源化施設による資源化（スチール、アルミ、カレット）

○逗子市・・・選別施設による資源化（スチール、アルミ、カレット）

破碎施設による資源化(金属類)

○三浦市・・・資源化施設によるびん、缶の選別

○葉山町・・・鉄、アルミ、古紙の分別、資源化

c 焼却灰の資源化

○鎌倉市・・・焼却灰からの金属の取り出し

(h) ごみ処理施設の整備状況

a ごみ焼却施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設の整備状況は、表3のとおりで、三浦市を除く3市1町がごみ焼却施設を有しており、5施設の処理能力合計は、1,080t/日である。

当該ブロックから排出される平成8年度の1日あたりの焼却対象量(714t/日)に比較して、十分な能力が確保されているが、一般的に言われているごみ焼却施設の耐用年数(15～20年)からみて、更新を検討すべき時期にきている施設もある。

また、このブロックにおける5つのごみ焼却施設に関して、排ガスのダイオキシン類の恒久対策基準を達成している施設はない。

表3 ごみ焼却施設の現状及び恒久対策時期

名称		処理能力	稼働開始 年 月	稼働 年 数	恒久対策基 準適合状況	改善時期
横須賀市	南	600 t/日	S58.10	14		H10～14
鎌倉市	今泉	150 t/日	S48.5	24		新施設の建設を含め調整・検討
	名越	150 t/日	S57.2	15		
逗子市		140 t/日	S56.11	16		新施設の建設を含め調整・検討
三浦市 (高速堆肥化施設)		(61 t/日)	—	—	—	—
葉山町		40 t/日	S52.4	20		H9～14
合計		1,080 t/日	—			

b ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備状況

ごみ焼却施設以外の施設の整備状況は次のとおりである。

- ・粗大ごみ処理施設 8施設
- ・上記以外の資源化施設 3施設
- ・最終処分場 4施設

イ 広域処理

(7) 広域的な施設整備

a ブロック内でのごみ処理量の設定による整備規模の算定

ブロック内での人口動向、容器包装リサイクル法に基づく分別収集品目の早期実施による減量化・資源化等の施策の実施効果も含めて、現状のごみ量推計の見直しを行い、広域処理施設の整備時期での適切な量を設定する。

この結果に基づき広域処理施設の整備規模を算定する。

b ブロック内でのごみ焼却施設の整備時期

整備時期については、現在ブロック内において新設が計画されているごみ焼却施設の整備計画を考慮しながら、極力二重投資を避けるよう早急に検討を進め、計画期間内の整備着工をめざす。

c ブロック内でのごみ焼却施設の配置

このブロックにおけるごみ焼却施設の広域整備については、大規模な施設を1施設に集約化して整備する方法と、中規模施設を2施設程度整備する方法を想定しながらブロック内の市町で施設配置を含め検討する。

d 暫定的な広域処理

当ブロックにおいては、ダイオキシン恒久対策基準に適合しているごみ焼却施設はないため、各施設とも早急に対策を講じる必要がある。しかし、既存施設の改修工事予定が重複しているため、恒久対策実施期間中のごみの焼却について、必要に応じ、他ブロックとの相互支援を含め、検討する。

e ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備方針

ごみ焼却施設以外の施設の広域整備については、資源化施設や最終処分場などの既存施設の状況を勘案し、ごみ処理施設の跡地利用を含め、ブロック内で検討する。

(f) ブロック内の処理の基本方針

a 減量化・資源化方策

ごみの排出抑制にかかる住民啓発、資源回収の促進、容器包装リサイクル法の早期完全実施などの減量化・資源化施策を推進する。

b 収集体制、分別方法

広域処理にあたっては、焼却対象のごみ質の均一化を図る観点から、ブロックを構成する市町における分別方法の統一化を進めるものとする。

この際、ごみ焼却施設を設置する市町の分別方法をベースとしてブロック内で検討する。

ごみの収集については、各市町がそれぞれ行うことを基本としてブロック内で調整する。

(g) 広域処理にあたっての課題

a RDF化の考慮

構成市の中で既存のごみ焼却施設の改修を行う代わりに、RDF施設の新設も考慮されており、焼却を基本としつつも、一部燃料化に適するごみをRDF化することも検討に含めることが必要である。

なお、この際にはブロック内での分別方法やRDFの搬出先などに関して十分な検討が必要である。

b 灰溶融

広域処理施設の新設にあわせた灰溶融固化施設の整備及び溶融スラグの有効利用について、ブロック内の検討が必要である。

c 最終処分場への負荷の軽減

ごみの排出抑制、分別収集の推進、広域焼却での効率的な焼却、灰溶融などによる減量化・資源化の徹底を進め、埋立処分の対象量をできるだけ減らし、既存の施設の延命化を図るよう、ブロック内での検討が必要である。

(x) 検討の方法

このブロックでは従来から4市1町で構成される「横須賀三浦地区広域処理対策研究会」で広域的な処理・処分に関する検討が進められてきた経過があり、広域化の推進にあたっては、今後とも当該研究会と連携して検討を進める。

7 広域化の実現に向けた今後の取り組み

市町村及び県は、相互協力のもと、広域化の実現に向けた次のような取り組みを進めるものとする。

(1) 市町村の取り組み

- ア ブロックを構成する市町村は、調整会議を設置する。
- イ 調整会議において、ブロック内の広域処理施設の整備計画や施設が完成するまでの暫定的なごみ処理方策など、ブロック内においてごみ処理事業を共同して取り組むための広域化実施計画を策定する。
- ウ 広域化実施計画の実現に向け、必要に応じて、市町村が策定している「一般廃棄物処理計画」や条例・規則等の見直しを行い、実施主体の設立や施設整備を推進する。

(2) 県の取り組み

- ア ブロックごとに設置する調整会議にメンバーとして参画し、ブロックにおける広域化実施計画の策定及びごみ処理の広域化に向けた取り組みを調整し、支援する。
- イ ごみ処理に関連する施設に係る既存及び新たに開発される技術の活用方法などの検討を行い、各ブロックに対し適切な技術的支援を行う。
- ウ 国庫補助金の財源確保及び補助制度の拡充、資源化・減量化推進にあたっての事業者責任の確立などに向けて積極的に国に働きかける。
- エ 広域整備が行われるまでの間、ごみ焼却施設の改修・整備の工事中の処理能力低下に伴う焼却不能分について、ブロック内での引受けが困難な場合、他のブロックの施設での一時的な引受けなどについて調整を行う。
- オ 各ごみ焼却施設のダイオキシン類濃度を把握するとともに、各ブロックごとの広域化実施計画の進捗状況などを把握し、全県的な情報提供や調整を行う。
- カ 各ブロックでの広域化の推進にあたり、ブロックの区域を越えたより広域的なRDF発電施設、最終処分場などの整備や民間活力の活用などの課題については、全県ないし複数のブロックでの課題解決に向けた検討の場を設置し、市町村と共同して方策等の研究、検討を行い、実施へ向けた調整を行う。

8 計画の見直し

この計画は、ブロック構成の変更など必要が生じた場合、ごみ処理の技術革新の動向などを考慮し、適宜見直しを行うものとする。